

豊鉄バス(株)消費税の引上げに伴う運賃転嫁の基本方針と
Sバス作手線の運賃について

1 新豊線

(1) 普通旅客運賃（前回と同じ計算方法を採用）

H9年4月の基準運賃	× 108 ÷ 105		
42.30 円	→	43.50 円	(1.0283%) アップ

※前回と同じ計算方法（消費税が3パーセントから5パーセントになったときの計算方法に準じて算出）

$$41.50 \text{ 円 (キロ当たり収支が見込める額)} \times 105 / 103 = 42.30 \text{ 円}$$

$$\begin{aligned} \text{実施運賃 } 520 \text{ 円まで (10 円上げ)} & \quad 520 * 108 / 105 = 534.9 \\ 530 \text{ 円} \sim 630 \text{ 円 (20 円上げ)} & \quad 630 * 108 / 105 = 648 \quad \div \quad 650.0 \text{ ※} \end{aligned}$$

(2) 最低運賃

ア 現行 (160 円) → 170 円 (1 円単位は切上げ)

イ 豊橋駅前から 100 円、130 円区間は据え置くことで対応

(3) 定期旅客運賃

平成9年4月の定期旅客運賃額 × 108 ÷ 105 で算出

※乗合事業全体として 1.02804% で申請

(参考：消費税引き上げ率 1.02857%)

2 作手線

現在の S バス作手線の運賃は、エリア内 1 乗車 200 円とするゾーン制運賃を導入しています。

作手線は、新豊線及び田口新城線と一部路線が重複しており、当該重複する区間（新城富永～千郷小学校前）において、新豊線及び田口新城線の運賃はそれぞれ 160 円と 190 円となっています。

このため、作手線においてゾーン制運賃として一律的に 1 乗車 200 円としてしまうと、当該重複する区間において作手線 200 円、新豊線及び田口新城線 160 円及び 190 円というように二重運賃となってしまうこと等から、この重複区間の運賃を新豊線及び田口新城線の運賃に合せたという過去の経緯があります。

このため、過去の経過を含め作手線における当該重複する区間の運賃を新豊線及び田口新城線の運賃に合わせ変更したいというものです。